

国民健康保険税納税通知書を送ります

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月分）の国民健康保険税納税通知書を送ります。令和3年度に特別徴収（年金からの天引き）で納付している人には、7月中旬に発送します。

世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯員に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯員の分が世帯主宛てに届きます。

その場合、世帯主分の保険税は含まれていないため、保険税を二重に納めることにはなりません。

※後期高齢者医療保険の納入通知書は7月中旬に送ります。

特別徴収の対象となるのは

- ◆ 次の全てに当てはまる世帯主です。
- ◆ 世帯主が国民健康保険加入者
- ◆ 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ◆ 特別徴収の対象となる年金が原則として年額18万円以上あり、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1以下



封筒見本

- ◆ 特別徴収とならない場合
 - ◆ 口座振替で国民健康保険税を納めている
 - ◆ 世帯主が介護保険料を特別徴収されていない
- ◆ 令和4年度中に世帯主が75歳になる
 - ◆ 納税の方法、普通徴収と特別徴収の説明は、下表を見てください。

納税の方法 国民健康保険税の納付は、普通徴収か特別徴収のいずれかになります。

普通徴収（納付書・口座振替）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

特別徴収（年金からの天引き：仮徴収3回、本徴収3回）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	

- ※仮徴収額は前年度の2月と同額。本徴収額は、7月に確定する年税額から仮徴収額を差し引いた額。
- ※特別徴収の対象でも普通徴収へ切り替わることがあります（年度の途中で国保加入者に異動があった場合など）。
- ※特別徴収を希望しない場合は、口座振替で納めることもできます（早めの手続きをお願いします）。

今年度から新たに特別徴収となる人（対象者には別途お知らせします）

6月に1年分（10期分）の納付書を送ります。10月から特別徴収が始まる世帯には、7月に通知を送ります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	-	-	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
			○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
特別徴収	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
							本徴収		本徴収		本徴収	

- ※普通徴収により第4期まで納付（令和4年6月～9月）
- ※特別徴収により第5期から第10期分を納付（令和4年10月～令和5年2月）